

日本ホリスティック教育/ケア学会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本ホリスティック教育/ケア学会と称する。

(目的)

第2条 本会は、教育やケアへのホリスティックなアプローチ、およびホリスティックな志向をもつ教育やケアに関する研究を推進し、もってわが国の学術の発展に寄与することを目的とする。

(事務局)

第3条 本会の事務局は、理事会で決定した事務局担当理事（事務局長）の元におく。

第2章 事業

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 年次大会の開催
- (2) 機関誌、その他の出版物の編集・刊行
- (3) 関連団体との連絡提携
- (4) その他、目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第5条 本会の事業年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

第3章 会員

(会員の種別)

第6条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 一般会員
- (2) 学生（非常勤など非正規雇用者を含む）会員

(会費)

第7条 会員は、次の会費を毎年納入しなくてはならない。

- (1) 一般会員 5,000円
- (2) 学生（非常勤など非正規雇用者を含む）会員 3,000円

2 会費の納入期限は、当該会計年度の5月30日とする。

(会員の権利)

第8条 会員は、次の権利を有する。

- (1) 本会が営む事業への参加
- (2) 総会への参加
- (3) 大会における研究発表

(4) 機関誌への投稿

(5) 機関誌、会員名簿の無償頒布を受けること

(入会)

第9条 会員は、本会の目的に賛同し、入会申込書その他必要な書類を提出し、会費を納付したもので、理事会の承認を得たものとする。

(退会)

第10条 本会を退会しようとするものは、5月31日までに文書により申し出るものとする。

(会員資格の失効)

第11条 会員のうち、2年以上会費の納入を怠ったものは、会員としての資格を失う。

2 本会の主旨に反する行為をしたものは、理事会の判断により、会員としての資格を失うことがある。

第4章 組織及び運営

(役員)

第12条 本会を運営するために、次の役員をおく。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 若干名

(3) 理事 10名 (会長、副会長、事務局長を含む)

(4) 監事 2名

(5) 顧問 若干名

(役員を選出)

第13条 理事は総会で選任する。会長・副会長は理事会で選任する。

2 役員選出に関しては、本会則で定めるほかに必要に応じて「日本ホリスティック教育/ケア学会役員選任規程」を定める。

3 本会の目的にそって、必要に応じて各種委員会を設置し、委員長は理事の中から互選によって選任する。

4 事務局長は、理事の中から選任し、理事会の議を経て会長が委嘱する。

5 顧問は、会長が指名する。

(役員の罷免)

第14条 役員に本会の運営に支障をきたすような違反があった場合、会員からの申し出により、役員を罷免することができる。

(会長の職務)

第15条 会長は、本会の業務を総括し、本会を代表する。

2 会長に事故があるときは、予め会長が指名した順序により、副会長がその職務を代行する。

(監事)

第16条 監事は、理事会の業務と本会の財産の状況について監査する。監事は会員より、総会の議を経て選任する。

(顧問)

第 17 条 顧問は、理事会への助言を行い、理事会にオブザーバーとして出席することができる。

(役員任期)

第 18 条 役員（顧問を除く）の任期は、選任後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定例総会の終結のときまでとし、再任は妨げない。

2 会長は 2 期、その他の理事は 3 期を越えて、それぞれひきつづき就任することはできない。

3 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(理事会)

第 19 条 理事会は会長が招集し、第 2 条に定める事業ならびに本会財務その他について審議・決定する。

2 理事会は、本会の事業及び運営のために、別に細則を設けることができる。

(理事会の議事内容)

第 20 条 理事会は、次の事項を審議・決定する。

(1) 事業の年次報告及び会務報告について

(2) 決算及び予算について

(3) 翌年次大会開催地及び時期について

(4) その他

(総会)

第 21 条 総会は、本会の事業及び運営に関する重要な事項を協議・承認する。総会は、会長が招集する。

2 定例総会は、年次大会時に開催する。

3 臨時総会は、理事会または本会則第 6 条に定める会員の 5 分の 1 以上の記名による要求書の提示によって、会長が召集する。

第 5 章 会 計

(事業計画及び収支予算)

第 22 条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事会が編成し、理事会が審議・決定する。

(収支決算)

第 23 条 本会の収支決算は、会長が作成し、監事の意見を付して、理事会が審議・決定する。

第 6 章 改 正

第 24 条 本会則の改正は、理事会の議を経て、総会出席者の承認によって行われる。

(附則)

1 本会則は、この学会設立時（2017 年 6 月 18 日）より施行する。ただし、2017 年度に限り、第 5 条 事業年度の開始を 6 月 18 日とする。

(附則)

本会則の改正は、2020年6月26日から施行する。

(附則)

本会則の改正は、2022年6月26日から施行する。